

企画競争説明書

業務名称：キューバ国農産物バリューチェーン改善のための地域アグロインダストリー能力強化アドバイザー業務

調達管理番号：23a00376

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月9日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月9日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キューバ国農産物バリューチェーン改善のための地域アグロインダストリー能力強化アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2023年10月～2025年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の18%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の18%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 8月 15日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 8月 16日 12時
3	質問への回答	2023年 8月 21日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 8月 25日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 9月 5日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード

を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：23a00376_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「23a00376_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、本業務の目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）実施体制および現状把握の必要性

本業務はキューバ農業省科学技術イノベーション部の監督・調整の下、実施機関は農業省傘下の公社グループ（GAG¹・GAF²）および対象地域の農業公社であるが、対象地域の活動では自治体、農協や個別農家、農業中小零細企業が関与するほか、キューバ食品産業省やその傘下の公社が関係者となる可能性がある。これらの様々なアクターを含んだ現状を把握し、フードバリューチェーン（FVC）強化に向けた対策を明らかにし、各関係者の連携の下で地域のアグロインダストリー振興における課題への対応能力を強化することが求められる。中央レベルでは関係機関による委員会を設置するほか、本業務開始後に対象地域の各アクターの現状について十分に調べた上で、活動の内容の方向性や進め方を検討する必要がある。

（2）既存の普及体制を活用した経験の共有

¹GAG：Grupo Empresarial Agrícola（農業公社グループ）

²GAF：Grupo Empresarial Agroforestal（アグロフォレストリー公社グループ）

JICAは2017年から2022年まで技術協力プロジェクト「基礎穀物のための農業普及体制強化プロジェクト」を通じて、穀物を対象とした技術普及体制の強化を支援し、GAG傘下の穀物研究所を中心とした技術普及モデルが構築された。農業省は「農業普及方針」の法令化により、同モデルを他の作物にも適用することで技術やノウハウの普及を促進することを目指しており、本専門家の活動を通して得られた知識についても、この普及体制を活用して幅広く共有されるよう支援する。

（３）他ドナーとの連携

対象地域、有望農産品に関連する他のドナーの動きについても把握、分析し、必要に応じて本業務との連携の可能性についても検討する。

（４）対象地域のFVC強化に向けた能力強化

本業務では、農業バリューチェーン分析調査、同調査結果の共有および計画策定のためのワークショップ、パイロット事業（加工技術の導入を想定）の実施を、活動の中で想定している。これらの一連のバリューチェーン強化に向けた活動については、C/P機関の継続的な人材育成に資するべく、C/P機関の参加方法に留意する。

（５）対象地域のFVC強化にむけた方策の提言

本業務では、対象地域の将来的なFVC強化に向けた提言を行う。輸出向け、国内外貨建て市場向け、国内市場及び地域の自給向けといった異なる市場の特性を理解し、生産拡大・投資を可能とするような計画の策定を支援するとともに、地域の関係者の理解の促進に貢献することが期待される。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2-1 本業務における活動

（１）成果1および2に関わる調査・分析活動の実施

業務開始後、3カ月程度を目途に以下の内容に関する調査・分析を行う。³
対象地域における以下の項目について現状を調査し分析する。現時点では対象地域について、主に熱帯果樹の産地であるCiego de Avila県とコーヒーの産地であるSancti Spiritus県（一部Villa Clara県やCienfuegos県を含むEscambray山脈地域）を候補地としているが、対象地域やその地域の産品候補についてC/Pと協議し決定すること。対象産品をC/Pと2つの農産品に絞った上で以下の項目については調査を行う。

① 対象地域のアグロインダストリー振興に向けた現状調査

・ 農牧公社とその他関係者の役割、FVCの現状、

³ 専門家自身による、文献、訪問での聞き取り等での調査・分析を想定している。より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

- ・ 作物多様化・農産品加工の現状・課題
- ・ 農牧公社や主要関係者の市場戦略・マーケティング能力、販売戦略の現状・課題
- ・ 農牧公社や関係者の財務・経営能力、中期戦略・投資計画の状況・課題
- ・ 中小零細企業の動き⁴

- ② 対象地域の食料需要および国内外の対象の異なる市場についての動向分析調査
- ・ 国内の観光セクターの動向、その食料需要の動向・将来予測
 - ・ 国内の外貨建て市場⁵・輸出市場の動向、農産品・加工品の需要
 - ・ キューバ政府の「食料安全保障政策」、「自治体の自給自足プログラム」下での国内の基本食品の分配状況、需要・供給・質

(2) 対象地域の有望農産品のFVC強化に向けた取り組み計画の検討・特定

活動1及び2の調査分析の結果を踏まえ、対象地の有望農産品を2つ選出し、市場のニーズに合致したFVC強化策を、C/Pや関係機関等と検討する⁶。対象地域においては、生産から加工、流通といったFVCに様々な課題があるが、生産性の向上、国内外の消費者の需要に沿った加工技術の習得、生産者から消費者へ直接つなぐバリューチェーンの構築等のFVC強化策が求められている。プロジェクト終了後は、本活動のパイロット事業をグッドプラクティスとしてキューバ政府がFVC強化を他の製品についても進めていけるように技術移転を行いたいという背景がある。FVC強化策の一案として、有望農産品の認証制度、ブランディングといったマーケティング戦略についても検討すること。

有望農産品の競争力強化のために加工技術導入を検討することを想定しており、パイロット事業の実施においては必要に応じて事業用物品として、50万円程度の現地調達が可能で小規模な加工機材等⁷の導入を想定しており、これらの必要な機材の想定についてもFVC強化策と一緒に検討する。実際の機材購入においては、現地のニーズを踏まえつつJICAとも相談の上で選定する。

(3) パイロット事業の選定

対象地域の有望農産品のFVC強化を進めるパイロット事業候補を検討し、事業の投資評価を行う。また、パイロット事業候補の実施による対象地域の農家への裨益効果进行分析することで、有益なパイロット事業をC/Pおよび関係機関に提案し、選定する。パイロット事業は各対象地域に1つ選定することを想定している。

(4) パイロット事業の実施

受注者はC/Pによるパイロット事業⁸の実施を支援する。パイロット事業の実施は、

⁴ 現在、キューバ政府は中小零細企業（MiPyMES）の民営化を進めており、JICAも関連する案件を実施中であるため、対象地域、有望農産品に関連する中小零細企業の存在、動きがあれば、それらについても情報収集し、分析に加える。

⁵ キューバでは国内での外貨建て市場が存在する。MLC（Moneda Libremente Convertible= Freely Convertible Money:自由兌換通貨）市場と同義。外貨建て小売店、ネット販売などの外貨建て市場においてポテンシャルがある販売先を調査する。

⁶ FVC強化策の検討の仕方や方法についてプロポーザルにて提案すること。

⁷ 加工機材等は50万円×4種類×2サイトの4,000,000円を想定しており定額計上とする。

⁸ パイロット事業の進め方、スケジュール案についてはプロポーザルにて提案すること。

2024年2月～2025年8月頃の約1年半程度を想定する。また、パイロット事業を現地でファシリテートする技術スタッフ1名の雇用を想定している。パイロット農産物加工等の個別技術の指導については、2か所を想定している。⁹ パイロット事業では、小規模な機材を導入し消費者のニーズに応じた加工技術を導入する事、あるいはFVCのボトルネックとなっている生産や流通における課題に対し資機材等を用いることで解消する事を想定している。

(5) パイロット事業で得られた経験の共有

パイロット事業の経験を評価しプロトタイプとして体系化する。既存の普及体制を活用してパイロット事業の経験・プロトタイプの他地域への普及を支援する。具体的には経験共有セミナーを開催し、本パイロット事業で得られた経験を共有する。また、C/P機関の関係者において本業務終了後に他地域へどのように普及するかを検討する機会を設ける。

経験共有セミナーの想定規模は以下のとおり。¹⁰

実施回数	約1回
対象者	100名 (C/P、関係機関、パイロット事業関係者)
参加者数	約100名
開催期間	約 0.5日
実施場所	首都および対象地域
実施形態	対面・オンライン併用

2-2 機材調達

☑ 受注者は、業務の実施に必要と判断されるパイロット事業導入機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性をカウンターパート（以下、「C/P」）と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。¹¹

2-3 その他

(1) 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデー

⁹ パイロット農産物加工等の個別技術の指導員に係る経費については、1,000,000円（50万円×2サイト）の定額計上とする。

¹⁰ 経験共有セミナーは1,000,000円の定額計上とする。

¹¹ パイロット事業導入機材は現地で購入可能な50万円以下の機材を想定しており、50万円×4機材×2サイトで4,000,000円の定額計上とする。

データの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ✓ データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

（2）C/Pのキャパシティアセスメント

受注者は、人材育成の対象となるC/Pに対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

（3）ジェンダー平等を推進する活動

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

■業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	部数	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	西語 日本語	電子データ	—
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	西語 日本語	電子データ	—
業務完了報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	簡易製本、 CD-R	各2部
		日本語要約	簡易製本、 CD-R	各1部

		西語	簡易製本、 CD-R	各3部
--	--	----	---------------	-----

- 最終成果品は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- 2) 業務実施の基本方針
- 3) 業務実施の具体的方法
- 4) 業務実施体制
- 5) 業務フローチャート
- 6) 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- 7) 要員計画
- 8) 先方実施機関便宜供与事項
- 9) その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（日本語・西語）

- 1) 業務概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- 3) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 4) 活動の達成度
- 5) 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最終版）
- (エ) 研修員受入れ実績
- (オ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (キ) その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成するマニュアル等の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- 4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：キューバ共和国（キューバ）

案件名：農産物バリューチェーン改善のための地域アグロインダストリー能力強化アドバイザー

Advisor for Strengthening the Capacity of Local Agro-industry for the Improvement of Food Value Chain

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクター・課題及び本事業の位置付け

キューバは食料消費量の70%程度を輸入に依存しており、食料輸入額は輸入額全体の14.7%を占めている¹²。キューバ政府は、食料の安全保障や輸入依存の問題に対し、農畜製品の生産強化に取り組んできたが、農業設備の劣化や投資の不足などにより、生産効率が悪化している。特に近年は、米国による経済制裁に加え、COVID-19による観光業の低迷が外貨不足に拍車を掛け、輸入に頼っている化学肥料等の農業投入材や農業機材用の燃料が入手できず慢性的に不足しているため、更なる農業生産の低下を招いている。

キューバ政府は部分的な市場経済の導入など、経済改革に取り組み、また食料安全保障の確立を目指して、自治体自給計画の推進により、基礎食料品（Canasta Basica）の配給に必要な農産物生産強化に取り組んでいるが、国内通貨建てで取引される配給用農産物の生産に関しては必要な農業投入財等が不足していることから、生産量が全般的に減少している。他方で、国内の観光産業における需要や、輸出を目的とした農業生産は、外貨収入により投入財の入手と農業生産者への配分が可能となることから、市場ニーズへの対応や地域特性に応じた農作物の品質向上、また関連産業の育成など、一連のバリューチェーン強化に期待がかけられている。

キューバ政府は2030年国家計画の戦略の一つである「生産の変革と国際化」マクロプログラムの下、国内生産の強化、輸入代替、輸出促進のために生産性と競争力を向上させる政策を掲げている。また2021年4月には農業生産強化のための63の対策を発表し、流通や販売における規制緩和、農業向け金融サービスの導入等を開始したほか、自治体レベルへの権限委譲、地域開発の促進など地域単位での取り組みが促進されている。

本事業は、これらの規制緩和や地方分権の流れに沿って、従来为国による画一的な農業生産から、市場ニーズに基づく農業生産の導入に向けて、地域の特性に合わせた農産品の質の向上や多様化と、農業関連産業の育成を支援し、これを通じてキューバにおける農産物のバリューチェーン（FVC）の強化と、同国農業の再振興に貢献することが期待されている。

(2) 農業セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対キューバ共和国別開発協力方針（2018年9月）において「農業開発」を重点分野（中目標）としており、食料自給率向上を目的に主食である米やその他の食糧増

¹² キューバ国家統計局（Anuario Estadístico de Cuba 2014）。キューバの農業はGDPの約0.9%（世銀2021年）を占め、労働人口の約18%（ILO 2021年）が従事する産業である。

産を支援し、農業生産効率を高める協力を行うこととしている。また、キューバ共和国 JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2022年3月）において、農業開発は重点課題「経済開発」の柱の一つとして重要であると分析しており、「食糧増産並びに農業開発」分野への協力を行うとしている。具体的な協力内容としては、「各地域・農牧産品の特性に基づいた戦略的・総合的な生産・販売への取り組みが重要となることから、地域開発の視点が不可欠であり、上述の協力を総合的に展開することで農業生産を軸とした地域開発のモデル作りに貢献する」としており、本案件はこれらの分析に合致する。JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」では、「持続的且つ包摂的な農業・農村開発を推進し、農業（水産業・畜産を含む）及び関連産業（加工・流通業等）を振興することによって、生産者の所得向上及び農村部の経済活性化を通じ農村部の貧困削減を実現するとともに、食料の安定的な生産・供給を通じ食料安全保障を確保すること」を目指しており、本事業は地域アグロインダストリーの形成・強化を目指すものであり、FVC 強化を通じた農産物の付加価値の向上・競争力の強化を支援することで、目標の達成への貢献が期待される。以上より、本事業は我が国及び JICA の協力方針等と合致する。

（3）他の援助機関の対応

- UNDP の AgroGadana 事業（2014-2017）および後継の AgroFrutales 事業（2019-2024）では住民参加型の FVC 分析手法を確立し、対象となる自治体において同手法を適用した生産支援事業を実施している。
- IFAD による Agroforestry Cooperative Development Project（PRODECAFÉ）（2019-2027）を実施中。コーヒーとカカオのバリューチェーンにおいて、アグロフォレストリー協同組合が効率的な生産とサービスの提供を行うことで、市場や気候変動、外部からの影響等に適応できる近代的な企業体制の構築の支援を行っている。
- イタリア開発庁（AICS）が東部地域におけるコーヒー生産支援事業（MASCAFE:2017-2021）および主にマタンサ県における熱帯果樹のバリューチェーン支援事業（CubaFruta:2020-2023）を実施中。

3. 事業概要

（1）対象地域名

現時点ではシエゴデアビラ県、サンクティスピリトゥス県を候補地としている。

（2）事業実施期間

2023年10月～2025年9月を予定（計24ヵ月）

（3）事業実施体制

実施機関：キューバ農業省（対象地域の県事務所）、農業公社グループ、対象地域の農業公社

関係機関：キューバ農業省（本省科学技術イノベーション部）、対象地域の自治体、農業協同組合

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

FVCの強化により農産物の付加価値が向上する

（2）本事業の目標

FVC強化に向けて対象地域の地域アグロインダストリーを構成するアクターの能力が強化される

(3) 成果

1. 対象地域のアグロインダストリー振興に向けた現状が調査・分析される
2. 対象地域の食料需要および国内外の対象の異なる市場についてそれぞれの動向が分析される
3. 地方農産品のFVC強化に向けた取り組みが特定される
4. 地方農産品のFVC強化のためのパイロット事業が提案される
5. 上記パイロット事業が実施され経験が普及される

(4) 主な活動

- 1-1. 対象地域における農牧公社とその他関係者の役割、FVCの現状を調査・分析する
- 1-2. 対象地域における作物多様化・農産品加工の現状・課題について調査・分析する
- 1-3. 対象地域における農牧公社や主要関係者の市場戦略・マーケティング能力、販売戦略の現状・課題について調査・分析する
- 1-4. 対象地域における農牧公社や関係者の財務・経営能力、中期戦略・投資計画の状況・課題について調査・分析する

- 2-1. 国内の観光セクターの動向、その食料需要の動向・将来予測について調査・分析する
- 2-2. 国内の外貨建て市場・輸出市場の動向、農産品・加工品の需要について調査・分析する
- 2-3. 「食料安全保障政策」「自治体の自給自足プログラム」下での国内の基本食品の分配状況、需要・供給・質について調査・分析する

- 3-1. 活動1及び2の結果から対象地の有望農産品を選出する
- 3-2. 市場のニーズに合致したFVC強化策を検討する
- 3-3. 有望農産品の競争力強化のための加工技術導入を検討する
- 3-4. 有望農産品の認証制度、ブランディング、マーケティング戦略等を検討する

- 4-1. 活動3で策定された計画の中からFVC強化を進めるパイロット事業候補を検討し、事業の投資評価を行う
- 4-2. パイロット事業候補の実施による対象地域の農家への裨益効果を分析する
- 4-3. 活動4-1及び4-2を踏まえてパイロット事業を選定・提案する

- 5-1. 上記パイロット事業の実施を支援する
- 5-2. パイロット事業の経験を評価し体系化する（プロトタイプ）
- 5-3. 既存の普及体制を活用してパイロット事業の経験・プロトタイプの他地域への普及を支援する

以上

【1】 必須項目

1. 要請に基づく実施

- 本業務は、相手国政府実施機関からの要請に基づき実施する。

2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P 自らが進捗管理できるよう工夫する。
- 受注者は、本業務終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

3. 活動の柔軟性の確保

- 技術協力においては、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや本業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、本業務の方向性について発注者に提言する。

4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 本業務は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、本業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めることが期待される。

5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

6. 根拠ある評価の実施

- 本業務の成果検証・モニタリング及び試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

【2】選択項目

☒ ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、事業の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、活動の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、事業計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、活動進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、本事業の成果や目標達成状況をモニタリングし、C/Pとモニタリング体制を整える。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した事業の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の活動結果、本事業の目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

別紙 1

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	成果1および2に関わる調査・分析活動におけるより効果的効率的な作業工程・方法	第5条 2.本業務にかかる事項 2-1(1)成果1および2に関わる調査・分析活動の実施
2	FVC強化策の検討の仕方や方法について	第5条 2.本業務にかかる事項 2-1(2)対象地域の有望農産品のFVC強化に向けた取り組み計画の検討・特定
3	パイロット事業の進め方(テーマ、目的、実施期間)の提案	第5条 2.本業務にかかる事項 2-1(4)パイロット事業の実施

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：農産物バリューチェーン強化に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／フードバリューチェーン強化

➤ アグリビジネス・経営

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18.00 人月（現地 17.50 人月、国内 0.50 人月）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／フードバリューチェーン強化）】

① 類似業務経験の分野：フードバリューチェーン強化に係る業務

② 対象国及び類似地域：キューバ国及び 中南米地域

③ 語学能力：西語

【業務従事者：アグリビジネス・経営】

① 類似業務経験の分野：アグリビジネス・経営に係る業務

② 対象国及び類似地域：評価せず

③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件にかかる業務工程は、2023年10月に開始し、2025年10月末までの約2年間の実施を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.00 人月（現地：17.50人月、国内0.5人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/フードバリューチェーン強化（2号）

② アグリビジネス・経営（3号）

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 要請書

2) 公開資料

➤ キューバ国経済改革に向けた人材育成ニーズに係る情報収集・確認調査

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000048356>

➤ キューバ共和国 基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト終了時
評価調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049510.pdf>

- キューバ国 基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト事業完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12337713.pdf>

- 中米・カリブ地域 With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に係る情報収集・確認調査

<https://www.jica.go.jp/Resource/regions/america/plaza/dx.html>

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(5) 安全管理

- キューバが厳格な社会主義体制下であり、革命防衛委員会（CDR）という組織によって市民も外国人も厳重な監察下に置かれていることを理解し、反社会主義的行動や軽率な行動をとらないよう注意する。
- 安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない」を徹底する。
- 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- 両替所での換金はできるだけ複数人数で行い、周囲に怪しい人物がいないか確認する。
- 夜間の外出は複数で車両を利用する。目立たないように心がける。貴金属を身に付けない。
- 強盗犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。
- 犬猫等の動物に咬傷を受けた際には直ちに JICA キューバ事務所に連絡すること。
なお、ワクチンの流通が不安定であること等から、必要に応じてキューバ国外への受診を指示する可能性もあり、その際の移動費用等は自己負担になることがある。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

82,711,000円（税抜）

なお、定額計上分 6,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積 としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	FVC強化に向けた加工機材など	第5条 2. 2-1(2)対象地域の有望農産品のFVC強化に向けた取り組み計画の検討・特定	4,000,000円	機材費	機材費
2	パイロット農産物加工等の個別技術の指導員に係る経費	第5条 2. 2-1(4)パイロット事業の実施	1,000,000円	旅費、交通費	一般業務費
3	セミナー等実施関連費	第5条 2. 2-1(5)パイロット事業で得られた経験の共有	1,000,000円	会場費(軽食・ランチ費用等を含む)、オンライン接続費、セミナー等の実施に必要な	一般業務費

				な消耗品費や、参加者の日当等、セミナー等に必要な資料作成費等	
		合計	6,000,000円		

(4) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒パリ⇒ハバナ（フランス航空）

東京⇒メキシコシティ⇒ハバナ（メキシコ航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/フードバリューチェーン強化</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(0)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：アグリビジネス・	(16)	

経営	
ア) 類似業務の経験	11
イ) 対象国・地域での業務経験	—
ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	5